

令和９年度関税率・関税制度改正要望事項調査票（新設）

要望元：財務省関税局業務課

：農林水産省新事業・食品産業部食品製造課

：農林水産省畜産局牛乳乳製品課

品名（関税率関係）又は制度名（関税制度関係）			たんぱく質濃縮物								
改正要望の内容			たんぱく質濃縮物に係るＨＳ品目表の解説書の改正を遵守するための適用税率の移行								
税番	統計細分	品目	現行税率			改正後税率			ＷＴＯ 譲許税率	現行制度の 増減税規模	改正増 減収額
			基本	暫定	特惠	基本	暫定	特惠			
21.06		調製食料品（他の項に該当するものを除く。）									
2106.90		－その他のもの									
		1 たんぱく質濃縮物（たんぱく質含有量が乾燥状態において全重量の65％未満のものに限る）								—	—
		(1) ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の30％以上の調製品	35％＋1,359円/kg		X 無税	35％＋1,359円/kg		X 無税			
		－その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの									
	新設	－植物性たんぱくの調製		12.5％			12.5％		12.5％		
										百万円	百万円

	新設	品 — — その他のもの		25%			25%		25%																						
	新設	— その他のもの							29.8 % + 1,155 円 /kg																						
	新設	(2) その他のもの A 砂糖を加えたもの	28%		X 無税	28%		X 無税	16.8%																						
	新設	B その他のもの (a) 植物性たんぱく	12.5%		X 無税	12.5%		X 無税	10.6%																						
	新設	(b) その他のもの	25%		X 無税	25%		X 無税	15%																						
改正要望内容の 施行期日及び適用期間			○施行期日：令和9年4月1日 ○適用期間：施行期日以降																												
改正を要望する品目又は制度をめぐる状況			① 現状 (1)改正品目・関税制度と関連する産業等の現状及び過去からの状況変化等 第74回HS委員会（注1）において、2106.10号と2106.90号の物品の区別について、2106.10号に分類されるたんぱく質濃縮物は、乾燥状態におけるたんぱく質含有量が全重量の65%以上のものとすることを定める、HS品目表の解説書（Explanatory Notes）の改正案について議論の結果合意され、たんぱく質濃縮物については乾燥状態におけるたんぱく質含有量が全重量の65%以上のものが2106.10号に、65%未満のものが2106.90号に分類されることとなった。 (2)輸入状況等 ・2106.10号の輸入状況（直近3年、上位3か国） <table><tr><td></td><td>令和5年</td><td>令和6年</td><td>令和7年</td></tr><tr><td>米国</td><td>2,688,925 千円</td><td>2,786,841 千円</td><td>2,033,298 千円</td></tr><tr><td>中国</td><td>1,751,436 千円</td><td>1,935,438 千円</td><td>1,724,947 千円</td></tr><tr><td>フランス</td><td>299,922 千円</td><td>258,410 千円</td><td>175,148 千円</td></tr><tr><td>総計</td><td>5,281,615 千円</td><td>5,649,901 千円</td><td>4,672,414 千円</td></tr></table>										令和5年	令和6年	令和7年	米国	2,688,925 千円	2,786,841 千円	2,033,298 千円	中国	1,751,436 千円	1,935,438 千円	1,724,947 千円	フランス	299,922 千円	258,410 千円	175,148 千円	総計	5,281,615 千円	5,649,901 千円	4,672,414 千円
	令和5年	令和6年	令和7年																												
米国	2,688,925 千円	2,786,841 千円	2,033,298 千円																												
中国	1,751,436 千円	1,935,438 千円	1,724,947 千円																												
フランス	299,922 千円	258,410 千円	175,148 千円																												
総計	5,281,615 千円	5,649,901 千円	4,672,414 千円																												

(3) 国際市況等

ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の 30%未満の調製品（2106.10-211、2106.10-222、2106.10-229）

(単位：円/kg)

年 度 \ 項 目	米 国	中 国	フ ラ ン ス	全 世 界 加重平均価格
令 5	909	355	808	542
6	1,085	385	961	523
7	1,178	324	1,042	428
(見込み) 8	1,057	355	937	498

(注) 資料：財務省「貿易統計」

(見込み数値の根拠) 令和 8 年度（見込み）については、過去 3 年間平均。

(4) 国際交渉の状況・諸外国における制度実態

上記①(1)に記載のとおり。

(注 1) H S 委員会は、国際条約である「商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約（H S 条約）」に基づき W C O（世界税関機構）に設置されている委員会で、品目表の解釈及び適用の統一を図る観点から、H S 条約締約国からの個別物品の分類検討提案に基づき、検討及び決定等を行っている。

② 問題点

我が国は H S 条約締約国であり、H S 委員会の決定を遵守し、当該決定と国内の品目分類の統一性を確保することから、貿易円滑化のためにも、今般の決定についても、我が国において適切に執行することが求められる。

上記①(1)に記載のとおり、我が国では乾燥状態におけるたんぱく質含有量 65% を 2106.10 号と 2106.90 号の閾値としておらず、たんぱく質含有量 65%未満の物品であっても 2106.10 号として分類している場合がある。H S 委員会の決定どおりにこの閾値で 2106.10 号と 2106.90 号を区別した場合、一部の物品が 2106.10 号から 2106.90 号に移行し、適用される関税率が変更されることとなる。

2106.10 号の物品のうち、ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の 30%以上のものは、生乳由来のたんぱく質を濃縮した物品を含むものであり、国内流通するものは、輸入されたものが太宗を占めること、及びミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の 30%未満の加糖の物品についても、一定の輸入実績があることから、現在の 2106.10 号と同様の税率及び構造の 2106.90 号への設定（以下、「関税改正による手当て」という。）を行わなかった場合には、適用税率が引き上がることとなるため、当該物品を輸入して利用する需要者等が不利益を被る。

他方、2106.10 号の物品のうち、ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の 30%未満の無糖の物品のうちの飲料のもとになるものについては、一定の輸入実績があることが考えられるが、関税改正による手当てを行わな

	かった場合には、適用税率が引き下がることとなるため、国内産業（同種物品の製造事業者等）への悪影響を及ぼし得る。
改正の必要性と目的達成の見通し	① 改正の目的（政策の達成目標） 上記「②問題点」に記載の問題点を解消すること。 ② 改正の方向性 この改正を行わない場合は、上記「②問題点」に記載のとおり、現在「たんぱく質濃縮物」として 2106.10 号に分類されている物品のうち、乾燥状態におけるたんぱく質含有量が 65%未満の物品について、適用される関税率が変更されることとなる。 適用税率が引き上がることで、当該物品を輸入して利用する需要者等が不利益を被ることも、適用税率が引き下がることで同種物品の製造事業者等）に影響を及ぼすこともないよう、HS 委員会での決定を適用して乾燥状態におけるたんぱく質含有量が 65%以上のもののみが 2106.10 号に分類されるたんぱく質濃縮物であるとした場合でも、2106.90 号に移行する物品の関税率が維持されるようにする必要がある。 これを実現するために、租税法律主義の観点から、関税定率法別表を改正し、2106.90 号に 2106.10 号と同様の構造及び税率を設定する改正を行うことを要望する。 ③ 改正目的達成予定時期 本改正の施行と同時。
改正の効果と妥当性	① 改正による効果・影響 (1) 改正による国内産業保護に与える効果・影響 現在の取扱いを維持するための改正であるため、改正しない場合に関税率が下がるものに関して、現在と同じ税率で輸入されるようにすることで、国内産業に不利益が生じることを防止できる。 (2) 消費者等の利益に与える効果・影響 改正しない場合に関税率が上がるものに関して、現在と同じ税率で輸入されることで、輸入品そのものや、加工した商品が値上がりすることを回避することができる。 (3) その他の効果・影響 現在の取扱いを維持するための改正であるため、悪影響を含むその他の影響は想定されない。 ② 改正の妥当性 上記①(1)～(3)から、本改正を行わなかった際には国内産業等への影響が考え

	られるが、悪影響は想定されないことから、本改正は妥当である。
政策評価・関連措置	① 本要望に関連する政策評価 特になし。 ② 当該政策評価の結果と改正の関係 特になし。 ③ 政府方針と改正の関係 特になし。 ④ 関連措置 特になし。

○ 改正経緯

これまでの改正状況	新規改正
措置による効果	現状の措置が維持される。